

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和7年3月27日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務						
②事務の内容	<p>・国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。</p> <p>①社会保険離脱や転出入、又は、出生死亡等様々な資格異動に伴う被保険者資格の取得喪失の認定 ②医療機関等からのレセプトの審査及び医療機関等への保険者負担分の支払い ③医療機関等からのレセプトにより高額療養費・療養費等支給 ※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。 ④出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに第三者行為による損害賠償金の請求 ※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。 ⑤所得を元に軽減等の要件を適用した上での保険料計算及び賦課・徴収 ⑥「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共に「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>⑦<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 <p>【業務システムの仕様】</p> <p>次の「2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」中、国民健康保険システム、収滞納管理システム、宛名管理システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム、データ連携PCについては、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用する。</p>						
③対象人数	<p>＜選択肢＞</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[10万人以上30万人未満]</td> <td style="width: 30%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
[10万人以上30万人未満]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満					
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満					

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	<p>①資格得喪に関する情報を記録する機能 ②保険証・医療証等の発行、発行履歴を記録する機能 ③給付情報の記録又は高額療養費・療養費の支給並びに出産葬祭費支給を行う機能 また、公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会する機能 ④保険料の賦課計算を行う機能及び賦課情報・収納情報を記録する機能 ⑤各情報を照会に応じて表示する機能 ⑥オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供（詳細は別添1を参照）</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[○] その他 (収滞納管理システム、データ連携PC))
システム2		
①システムの名称	収滞納管理システム	
②システムの機能	<p>①対象者の納付情報の管理・照会及び賦課情報を照会する。 ②対象者の滞納整理状況・交渉記録・執行停止・欠損等を管理照会する。 ③納付義務者等へ納付書を再発行する。 ④期日までに納付されない納付義務者に対して、督促状・催告状等の各種文書の出力を行う。 ⑤滞納処分・交付要求の帳票発行 ⑥過誤納のある納付義務者に対して、還付・充当処理を行う。 　還付口座に公金受取口座の利用を希望する場合、公金受取口座情報を情報提供ネットワークシステムより照会する。 ⑦対象者の口座振替の管理・照会を行う。 ⑧支払済額調書を発行する。 ⑨各種統計情報の作成</p>	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[○] その他 (国民健康保険システム、子育て支援システム))
システム3		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合DB及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 	
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[] 税務システム
	[] その他 ()

システム4	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	団体内統合利用番号と既存業務システムの宛名番号との紐付けを行い、既存業務システムと中間サーバーとの間で特定個人情報の連携を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (中間サーバー、介護保険システム、後期高齢者医療システム)
システム5	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	住民、住登外者、共有者、事業所などの宛名情報を管理する。 住登外者などの宛名情報を登録、更新する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療など各業務システム)
システム6	
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務(詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)及びデータ連携PCを用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PC及びデータ連携PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能及びデータ連携PCを用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PC及びデータ連携PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
[] 宛名システム等		[] 税務システム
[○] その他 (データ連携PC))
システム7		
①システムの名称	データ連携PC	
②システムの機能	資格継続業務と高額該当回数の引き継ぎ業務のためにデータ連携PCを用いて、国民健康保険システムから国保情報集約システムへデータを配信する。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[] 税務システム
	[○] その他 (国民健康保険システム、国保総合システム及び国保情報集約システム)	
システム8		
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等	
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1) 資格履歴管理事務に係る機能 (i) 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i) 機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii) 情報照会 及び (iii) 情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv) 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3) 本人確認事務に係る機能 (i) 個人番号取得 及び (ii) 基本4情報取得(実施しないため評価対象外) -市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>	

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	[○] その他 (国民健康保険システム、国保総合システム及び国保情報集約システム)	

3. 特定個人情報ファイル名

1. 国民健康保険(賦課、資格、給付)情報ファイル
2. 収納情報ファイル
3. 滞納情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表44の項 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表44の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(1)情報照会の根拠 第69、70、71の項</p> <p>(2)情報提供の根拠 第2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、158、161及び173の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長

7. 他の評価実施機関

--

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
1. 国民健康保険(賦課、資格、給付)情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険システムに情報が記録されている者	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (公金受取口座情報) 	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報:国民健康保険被保険者を特定するため ・連絡先情報:被保険者の世帯情報及び納付書の送付先の把握するため ・業務関係情報:国民健康保険被保険者の資格・給付情報と国民健康保険料の賦課決定・更正・徴収事務に使用するため。また各種届書や各種証発行や納付書発行するため ・公金受取口座情報:給付金を振り込むため <p><国保連合会からの入手> 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>1. 入手の時期・頻度の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格継続業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者情報 :国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額該当の引継業務 <ul style="list-style-type: none"> ・引継情報 :高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 	

		2. 入手方法の妥当性 ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。
全ての記録項目		別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		健康福祉部医療保険課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[<input type="radio"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) [<input type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [<input type="radio"/>] 民間事業者 () [<input type="radio"/>] その他 (滞納整理に必要な関係人)
②入手方法		[<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 電子メール [<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] その他 (団体内統合利用番号連携サーバー)
③使用目的 ※		個人の情報を的確に把握し、迅速かつ正確な保険給付業務及び保険料賦課業務を行うため。
④使用の主体		使用部署 健康福祉部医療保険課、環境生活部戸籍住民課、各総合支所生活福祉課(二見・小俣・御園)、各支所 使用者数 <選択肢> [50人以上100人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①社会保険離脱や転出入、又は、出生死亡等様々な資格異動に伴う被保険者資格の取得喪失の認定 ②被保険者への高額療養費・療養費支給業務 ③所得を元に軽減等の要件を適用した上での保険料計算及び賦課徴収または給付関連各種証の発行及び管理
情報の突合		・宛名管理システム内の宛名情報と突合して、資格情報を確認する。 ・地方税関係情報と申告情報を突合して、所得額を確認する。 ・公金受取口座利用希望の場合、前回入手した公金受取口座情報から変更・削除が無いか確認する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[<input type="radio"/>] 委託する [<input type="radio"/>] 不委託 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件
委託事項1		国民健康保険システム・データ連携PCの保守業務委託
①委託内容		国民健康保険システム・データ連携PCの保守業務
②委託先における取扱者数		<選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2		資格継続業務、高額該当回数の引継業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容		<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引継業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		三重県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引継業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)など。	
委託事項3		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		三重県国保連合会 (三重県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	
	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない

再委託	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の三重県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、三重県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>									
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)									
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務									
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。									
②委託先における取扱者数		<p><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">[10人未満]</td> <td style="padding: 0 10px;">1) 10人未満</td> <td style="padding: 0 10px;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="padding: 0 10px;">4) 100人以上500人未満</td> <td style="padding: 0 10px;">5) 500人以上1,000人未満</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">6) 1,000人以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[10人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上		
[10人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満									
6) 1,000人以上											
③委託先名		支払基金									
④再委託の有無 ※		<p><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">[再委託する]</td> <td style="padding: 0 10px;">1) 再委託する</td> <td style="padding: 0 10px;">2) 再委託しない</td> </tr> </table>	[再委託する]	1) 再委託する	2) 再委託しない						
[再委託する]	1) 再委託する	2) 再委託しない									
再委託	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>									
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務									

委託事項5		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務								
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)								
②委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">[10人未満]</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[10人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上					
[10人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上								
③委託先名		三重県国保連合会 (三重県国保連合会は、国保中央会に再委託する)								
④再委託の有無 ※		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">[再委託する]</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1) 再委託する 2) 再委託しない</td> </tr> </table>	[再委託する]	1) 再委託する 2) 再委託しない						
[再委託する]	1) 再委託する 2) 再委託しない									
再委託	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の三重県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、三重県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>								
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て								
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)										
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (19) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (7) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない									
提供先1	別紙1に掲げる者									
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表									
②提供先における用途	別紙1に掲げる事務									
③提供する情報	医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの									
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		[10万人以上100万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
[10万人以上100万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上									
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者									
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td><td style="width: 50%; text-align: right;"><input type="checkbox"/> 専用線</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電子メール</td><td style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</td><td style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 紙</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td><td></td></tr> </table>		<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線									
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)									
<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙									
<input type="checkbox"/> その他 ()										

⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度		
移転先1	環境生活部戸籍住民課		
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号		
②移転先における用途	住民票への記載		
③移転する情報	国民健康保険の加入、脱退の記録		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者		
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (宛名管理システム)</p>		
⑦時期・頻度	異動の都度		
移転先2	別紙2に掲げる者		
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表、伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
②移転先における用途	別紙2に掲げる事務		
③移転する情報	医療保険給付関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者		
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (宛名管理システム)</p>		
⑦時期・頻度	庁内連携システム等を通じて情報照会のあった都度		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。

②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

消去方法

<ガバメントクラウドにおける措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<input type="checkbox"/> システム用ファイル <div style="float: right; margin-top: -20px;"> <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) </div>
②対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <div style="float: right; margin-top: -20px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
③対象となる本人の範囲 ※	伊勢市国民健康保険料の納付義務者及びその関係人
その必要性	賦課情報に基づいた納付義務者に対する収納管理業務及び納期限までに徴収できない場合の滞納整理業務のために必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目	<input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満 <div style="float: right; margin-top: -20px;"> <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 </div>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号 <input checked="" type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input checked="" type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <input type="checkbox"/> 国税関係情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (公金受取口座情報)
その妥当性	①個人番号、その他識別情報(内部番号)、4情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ②その他住民票関係情報、連絡先、医療保険関係情報は、国民健康保険料の収納及び滞納状況を管理し、それに基づき対象者に対し、支払済額調査の発行や過誤納金の還付、督促・催告及び滞納整理等のために保有する。 ③公金受取口座情報:過誤納金を振り込むため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	健康福祉部医療保険課、各総合支所生活福祉課、各支所

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (総務部課税課) [○]行政機関・独立行政法人等 (税務署・デジタル庁等) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村、県税事務所等) [○]民間事業者 (金融機関、生命保険等の事業者、給与等支払者) [○]その他 (滞納整理に必要な関係人)
②入手方法		[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [○]庁内連携システム []情報提供ネットワークシステム []その他 ()
③使用目的 ※		過誤納金の還付・充当の通知、督促状等の発行、再発納付書発行、支払済額調書の発行、滞納者の状況の調査・確認及び滞納整理を行うため。
④使用の主体	使用部署	健康福祉部医療保険課、収納推進課、各総合支所生活福祉課、各支所
	使用者数	<選択肢> [50人以上100人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 収納管理事務 ・収納状況の管理、督促状の発送、申請に基づく口座振替事務を行う。 2. 還付充当処理 ・過誤納金が生じたものについて、還付充当処理を行い、通知書を発送する。 3. 支払済額調書の発行 ・年1回の一斉発送と交付申請があった際に、収納状況を確認のうえ、支払済額調書を発行する。 4. 滞納整理事務 ・滞納者の財産調査を実施し記録する。 ・滞納者の滞納整理状況を管理し、各種通知等を作成、発送する。 ・誓約があったものについて、履行状況を管理する。 ・徴収権の時効等を管理する。
情報の突合		本人特定のため、内部番号等を使用し、賦課情報の氏名・住所等と突合する。 公金受取口座利用希望の場合、前回入手した公金受取口座情報から変更・削除が無いか確認する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] (1) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	収滞納システムの保守業務委託	
①委託内容	収滞納システムの保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (19) 件 [○] 移転を行っている (6) 件 [] 行っていない	
提供先1	別紙1に掲げる者	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	
②提供先における用途	別紙1に掲げる事務	
③提供する情報	医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
移転先1	別紙2に掲げる者	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表、伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	別紙2に掲げる事務	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者	
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (宛名管理システム)</p>	
⑦時期・頻度	庁内連携システム等を通じて情報照会のあった都度	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。

②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

消去方法

<ガバメントクラウドにおける措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 滞納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	伊勢市国民健康保険料の納付義務者及びその関係人
その必要性	賦課情報に基づいた納付義務者に対する収納管理業務及び納期限までに徴収できない場合の滞納整理業務のために必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input checked="" type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (公金受取口座情報)
その妥当性	<p>①個人番号、その他識別情報(内部番号)、4情報は、対象者を正確に特定するために保有する。</p> <p>②その他住民票関係情報、連絡先、医療保険関係情報は、国民健康保険料の収納及び滞納状況を管理し、それに基づき対象者に対し、支払済額調書の発行や過誤納金の還付、督促・催告及び滞納整理等のために保有する。</p> <p>③公金受取口座情報:過誤納金を振り込むため</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	健康福祉部医療保険課、各総合支所生活福祉課、各支所

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (総務部課税課) [○]行政機関・独立行政法人等 (税務署・デジタル庁等) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村、県税事務所等) [○]民間事業者 (金融機関、生命保険等の事業者、給与等支払者) [○]その他 (滞納整理に必要な関係人)
②入手方法		[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [○]庁内連携システム []情報提供ネットワークシステム []その他 ()
③使用目的 ※		過誤納金の還付・充当の通知、督促状等の発行、再発納付書発行、支払済額調書の発行、滞納者の状況の調査・確認及び滞納整理を行うため。
④使用の主体	使用部署	健康福祉部医療保険課、収納推進課、各総合支所生活福祉課、各支所
	使用者数	<選択肢> [50人以上100人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 収納管理事務 ・収納状況の管理、督促状の発送、申請に基づく口座振替事務を行う。 2. 還付充当処理 ・過誤納金が生じたものについて、還付充当処理を行い、通知書を発送する。 3. 支払済額調書の発行 ・年1回の一斉発送と交付申請があった際に、収納状況を確認のうえ、支払済額調書を発行する。 4. 滞納整理事務 ・滞納者の財産調査を実施し記録する。 ・滞納者の滞納整理状況を管理し、各種通知等を作成、発送する。 ・誓約があったものについて、履行状況を管理する。 ・徴収権の時効等を管理する。
情報の突合		本人特定のため、内部番号等を使用し、賦課情報の氏名・住所等と突合する。 公金受取口座利用希望の場合、前回入手した公金受取口座情報から変更・削除が無いか確認する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] (1) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	収滞納システムの保守業務委託	
①委託内容	収滞納システムの保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (19) 件 [○] 移転を行っている (6) 件 [] 行っていない	
提供先1	別紙1に掲げる者	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	
②提供先における用途	別紙1に掲げる事務	
③提供する情報	医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
移転先1	別紙2に掲げる者	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表、伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	別紙2に掲げる事務	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者	
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (宛名管理システム)</p>	
⑦時期・頻度	庁内連携システム等を通じて情報照会のあった都度	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 **※**

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。

②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

消去方法

<ガバメントクラウドにおける措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険(賦課、資格、給付)情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報を収集する相手方へ、収集する情報の内容、使われ方等を十分説明した上で収集を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。 <国保連合会からの入手> ●国保総合PCIにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCIにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 *:ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	定期的に実施する情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等について、従業者に周知徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDと生体認証(又はパスワード)による認証を行う。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。 <p><国保総合PCIにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCIにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

<国保総合PCにおける措置>

- ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。
- ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人毎にユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。
- ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。

* : ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<input type="checkbox"/> 定めている [] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。 ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことの他、個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報保護に関する法律においては罰則の適用があることを周知するものとする。 ・従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を年に一回(従事者等に変更があった場合はその都度)行わなければならない。 ・業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 ・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確實かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。 ・個人情報の授受、複写・複製、返還、廃棄を行うときは、定める様式に記録し、承認を受けなければならない。 ・事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。 ・業務の遂行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、実地に調査することができる。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ（OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc）をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<input type="checkbox"/> 十分に行っている [] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。再委託先においても、一次委託先と同様の措置を義務付ける。
その他の措置の内容	—

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。		
<国保連合会における措置>		
<ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パーシンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要的複製を制限するため、事前に管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 		
<取りまとめ機関における措置>		
<ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の各規定に基づき厳格な運用を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

物理的対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

技術的対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

③ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。

④ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

消去手順

<ガバメントクラウドにおける措置>

データの復元がなれないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

- [] 十分に行っている [] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

具体的な方法

職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。
・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。
・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。

<国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発>

- ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修
- ・教育頻度:年間1回程度
- ・教育方法:集合教育
- ・教育対象:職員及び嘱託員
- ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
- ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。

10. その他のリスク対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上の業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	窓口(納付相談、調査発行)においては、本人確認や届出内容を行うことで、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 システムへの入力後に入力内容の再確認を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じている。 ・番号法第9条第1項別表に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。
その他の措置の内容	・システムの操作履歴(ログ)を記録する。 ・操作権限の設定を行なう。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		<p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。 ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことの他、個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報保護に関する法律においては罰則の適用があることを周知するものとする。 ・従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を年に一回（従事者等に変更があった場合はその都度）行わなければならない。 ・業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 ・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確實かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。 ・個人情報の授受、複写・複製、返還、廃棄を行うときは、定める様式に記録し、承認を受けなければならない。 ・事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。 ・業務の遂行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、実地に調査することができる。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）の各規定に基づき厳格な運用を行う。	
他の措置の内容	提供先においても法令による厳密な規定があることから、適切に運用されているものと考えている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
----------------	--------------	-------	---

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[<input type="checkbox"/> 発生なし]	<選択肢>	
		1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
物理的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。			
技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。			
消去手順 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなれないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。			
8. 監査			
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている
		3) 十分に行っていない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施している。</p>		
10. その他のリスク対策			
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。			

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 滞納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	窓口（納付相談、調書発行）においては、本人確認や届出内容を厳格に行うことで、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 システムへの入力後に入力内容の再確認を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じている。 ・番号法第9条第1項別表に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。
その他の措置の内容	・システムの操作履歴（ログ）を記録する。 ・操作権限の設定を行なう。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
[委託しない]	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。 ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことの他、個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報保護に関する法律においては罰則の適用があることを周知するものとする。 ・従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を年に一回(従事者等に変更があった場合はその都度)行わなければならない。 ・業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 ・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。 ・個人情報の授受、複写・複製、返還、廃棄を行うときは、定める様式に記録し、承認を受けなければならない。 ・事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。 ・業務の遂行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、実地に調査することができる。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—
他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の各規定に基づき厳格な運用を行う。
他の措置の内容	提供先においても法令による厳密な規定があることから、適切に運用されているものと考えている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク2：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢>	1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		

その他の措置の内容	-					
リスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
<p>物理的対策 <ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>消去手順 <ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>						
8. 監査						
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="radio"/> 内部監査]	[<input type="radio"/> 外部監査]			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[<input type="radio"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施している。</p>					
10. その他のリスク対策						
<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>						

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 健康福祉部医療保険課 電話:0596-21-5646
②対応方法	対応について記録を残す。対応策や再発防止策について協議を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	令和7年3月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—

3. 第三者点検【任意】

①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)国民健康保険(賦課、資格、給付)情報ファイル

①識別情報

1.個人番号、2.宛名番号

②連絡先情報

1.氏名、2.住所、3.送付先

③業務関連情報

(1)資格情報

1.自治体コード、2.保険証番号、3.個人番号、4.国保資格区分、5.国保履歴番号、6.個人資格決裁状態、7.旧自治体コード、8.保険証番号内連番、9.取得事由国保異動事由、10.取得国保異動区分、11.取得異動年月日、12.取得届出年月日、13.取得時効年月日、14.喪失事由国保異動事由、15.喪失国保異動区分、16.喪失異動年月日、17.喪失届出年月日、18.喪失時効年月日、19.統柄コード、20.個人資格記載順位、21.旧保険証番号、22.保険証番号結合処理年月日、23.旧個人番号、24.取得旧被扶養者区分、25.喪失旧被扶養者区分、26.給付開始年月日、27.退職該当退職異動事由区分、28.保険証番号内連番、29.退職該当異動年月日、30.退職該当届出年月日、31.退職該当時効年月日、32.退職非該当退職異動事由区分、33.退職非該当異動年月日、34.退職非該当届出年月日、35.退職非該当時効年月日、36.本扶区分、37.国保年金名称コード、38.国保年金種別コード、39.年金取得年月日、40.国保扶養事由区分、41.扶養開始年月日、42.本人の個人番号、43.本人との統柄コード、44.準資格該当準資格区分、45.準資格施設区分、46.保険証番号内連番、47.準資格該当異動年月日、48.準資格該当届出年月日、49.準資格非該当準資格区分、50.準資格非該当異動年月日、51.準資格非該当届出年月日、52.準資格非該当予定期年月日、53.施設名称漢字、54.旧国保被保険者発効期年月日、55.旧国保被保険者世帯主個人番号、56.旧国保被保険者該当年月日、57.旧国保被保険者非該当年月日、58.旧被扶養者発効期年月日、59.旧被扶養者該当年月日、60.旧被扶養者非該当年月日、61.非自発的失業者発効期年月日、62.非自発的失業者非該当年月日、63.離職年月日、64.離職理由区分、65.非自発的失業者申請年月日、66.課税区分対象年度、67.課税区分01、68.課税区分02、69.課税区分03、70.課税区分04、71.課税区分05、72.課税区分06、73.課税区分07、74.課税区分08、75.課税区分09、76.課税区分10、77.課税区分11、78.課税区分12、79.負担区分対象年度、80.負担区分01、81.負担区分02、82.負担区分03、83.負担区分04、84.負担区分05、85.負担区分06、86.負担区分07、87.負担区分08、88.負担区分09、89.負担区分10、90.負担区分11、91.負担区分12、92.負担区分処理年月日、93.交付履歴証区分、94.証区分コード名称、95.交付年月日、96.設定有効年月日、97.回収年月日、98.保険証形態区分、99.保険証形態区分コード短名称、100.保険証種別区分、101.保険証種別区分コード短名称、102.交付履歴一般退職区分、103.交付履歴一般退職区分コード短名称、104.交付履歴学遠区分、105.交付履歴学遠区分コード短名称、106.発行年月日、107.交付氏名カナ、108.交付氏名漢字、109.保険証交付理由区分、110.保険証交付理由区分コード短名称、111.保険証交付方法区分、112.保険証交付方法区分コード短名称、113.保険証回収方法区分、114.保険証回収方法区分コード短名称、115.交付履歴高齢者負担区分、116.交付履歴負担区分コード短名称、117.交付履歴負担割合、118.交付履歴高齢者発効期年月日、119.交付履歴高齢者年齢到達年月日、120.交付履歴減額認定申請国保履歴番号、121.交付履歴減額認定申請発効期日、122.交付履歴減額認定申請適用区分コード、123.交付履歴マル長該当年月日、124.交付履歴マル長非該当年月日、125.交付履歴特定疾病交付区分、126.交付履歴特定疾病認定区分、127.交付履歴特定疾病証表示名称、128.交付履歴特定疾病自己負担限度額、129.交付履歴特定疾病発行期日、130.交付履歴申請履歴番号、131.発行履歴国保戻、132.交付履歴給付開始年月日、133.短期証種別区分、134.特定疾患開始年月日、135.特定疾患開始届出年月日、136.特定疾患終了年月日、137.特定疾患終了届出年月日、138.第三者行為求償期間開始年月日、139.第三者行為求償期間終了年月日、140.第三者行為求償区分、141.社保異動年月日、142.社保保険証交付年月日、143.保険者番号、144.保険者名称、145.事業所名、146.社保記号、147.社保番号、148.社保被保険者氏名漢字、149.市町村被保険者ID、150.転居に伴う負担限度額特例対象世帯フラグ、151.転居月75歳到達時特例対象者フラグ、152.都道府県における国保資格取得届出日、153.都道府県における国保資格取得年月日、154.都道府県における国保取得事由、155.都道府県における国保資格喪失届出日、156.都道府県における国保資格喪失年月日、157.都道府県における国保資格喪失事由、158.枝番、159.被保険者証記号券面、160.被保険者証番号券面、161.氏名漢字券面、162.氏名カナ券面、163.氏名漢字その他、164.氏名カナその他、165.性別裏面フラグ、166.自己情報提供不可フラグ

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 給付レセプト情報

1.自治体コード、2.レセプト管理番号、3.履歴番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新システム日時、7.更新コンピュータ名、8.更新ユーザID、9.有効フラグ、10.決裁状態、11.旧自治体コード、12.文字列型予備項目1、13.文字列型予備項目2、14.文字列型予備項目3、15.文字列型予備項目4、16.文字列型予備項目5、17.文字列型予備項目6、18.文字列型予備項目7、19.文字列型予備項目8、20.文字列型予備項目9、21.文字列型予備項目10、22.請求年月、23.レセプト取込連番、24.電算管理番号、25.電算管理番号枝番、26.調剤レセプト管理番号、27.レセプトデータ区分、28.事業区分、29.処理区分、30.〒-タ区分コード、31.返戻区分、32.保険制度区分、33.保険種別区分、34.点数表コード、35.療養費種別、36.保険証番号、37.個人番号、38.診療年月、39.医療機関県コード、40.医療機関点数区分、41.医療機関番号、42.診療科目、43.入外区分、44.本扶区分、45.本人家族区分、46.性別、47.生年月日、48.診療開始年月日、49.入院年月日、50.給付割合、51.特記事項コード1、52.特記事項コード2、53.特記事項コード3、54.特記事項コード4、55.特記事項コード5、56.マル公区分、57.マル長区分、58.長処フラグ、59.マル交区分、60.原爆区分、61.継続療養費区分、62.限度額適用区分、63.法制区分、64.福祉区分、65.負担区分、66.減額割合、67.减免区分、68.減額、69.国保実日数、70.国保請求総医療費、71.国保決定総医療費、72.国保限度額、73.国保一部負担額、74.国保薬剤一部負担額、75.公費1公費負担者番号、76.公費1受給者番号、77.公費1実日数、78.公費1請求総医療費、79.公費1決定総医療費、80.公費1限度額、81.公費1一部負担額、82.公費1薬剤一部負担額、83.公費2公費負担者番号、84.公費2受給者番号、85.公費2実日数、86.公費2請求総医療費、87.公費2決定総医療費、88.公費2限度額、89.公費2一部負担額、90.公費2薬剤一部負担額、91.公費3公費負担者番号、92.公費3受給者番号、93.公費3診療実日数、94.公費3請求総医療費、95.公費3決定総医療費、96.公費3限度額、97.公費3一部負担額、98.公費3薬剤一部負担額、99.国保食事実日数、100.国保食事基準額、101.国保食事標準負担額、102.公費1食事実日数、103.公費1食事基準額、104.公費1食事標準負担額、105.公費2食事実日数、106.公費2食事基準額、107.公費2食事標準負担額、108.公費3食事実日数、109.公費3食事基準額、110.公費3食事標準負担額、111.算定区分1、112.算定区分2、113.算定区分3、114.初診料の算定有無フラグ、115.乳幼児加算区分、116.入院計画加算フラグ、117.調剤技術フラグ、118.入院基本料初期加算、119.補綴時診断フラグ、120.特定疾患療養フラグ、121.老人慢性フラグ、122.歯周疾患継続フラグ、123.特定薬剤治療フラグ、124.悪性腫瘍治療フラグ、125.小児治療フラグ、126.てんかん指導フラグ、127.難病外来指導フラグ、128.皮膚科特定疾患フラグ、129.在宅指導フラグ、130.歯科補綴ChBフラグ、131.歯科補綴GoAフラグ、132.歯科補綴PTGフラグ、133.寝たきり老人訪問フラグ、134.退院時指導フラグ、135.薬剤管理指導フラグ、136.特定疾患査定フラグ、137.老人慢性査定フラグ、138.訪問リハ医科フラグ、139.訪問薬剤医科フラグ、140.訪問栄養医科フラグ、141.老人訪問口腔ケアフラグ、142.訪問歯科衛生フラグ、143.訪問薬剤歯科フラグ、144.訪問薬剤調剤フラグ、145.基本療養費訪看フラグ、146.管理療養費訪看フラグ、147.寝たきり老人在総診フラグ、148.疾病コード1、149.疾病コード2、150.転記有無フラグ、151.算定国保保険者負担額、152.算定国保患者負担額、153.算定国保高額償還額、154.算定国保高額現物給付額、155.算定公費1保険者負担額、156.算定公費1公費負担額、157.算定公費1患者負担額、158.算定公費1高額現物給付額、159.算定公費1指定公費負担額、160.算定公費2保険者負担額、161.算定公費2公費負担額、162.算定公費2患者負担額、163.算定公費2高額現物給付額、164.算定公費2指定公費負担額、165.算定公費3保険者負担額、166.算定公費3公費負担額、167.算定公費3患者負担額、168.算定公費3高額現物給付額、169.算定公費3指定公費負担額、170.算定国保食事保険者負担額、171.算定国保食事患者負担額、172.算定国保指定公費負担額、173.算定公費1食事保険者負担額、174.算定公費1食事公費負担額、175.算定公費1食事患者負担額、176.算定公費2食事保険者負担額、177.算定公費2食事公費負担額、178.算定公費2食事患者負担額、179.算定公費3食事保険者負担額、180.算定公費3食事公費負担額、181.算定公費3食事患者負担額、182.総医療費、183.保険者負担額、184.患者負担相当額、185.公費負担額、186.公費患者負担額、187.実患者負担額、188.高額現物給付額、189.指定公費負担額、190.高額計算対象フラグ、191.過誤調整フラグ、192.スマイル表示、193.過誤保留フラグ、194.資格エラーフラグ、195.旧保険証番号、196.旧個人番号、197.再審査年月日、198.再審査理由コード、199.再審査フラグ、200.再審査回答日、201.再審査結果区分、202.再審査減点数、203.月中特例該当コード

(3) 給付療養費情報

1.自治体コード、2.保険証番号、3.個人番号、4.支払管理番号、5.履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.最新フラグ、13.決裁状態、14.旧自治体コード、15.文字列型予備項目1、16.診療年月、17.療養費種別、18.レセプト取込対象フラグ、19.レセプト取込済フラグ、20.レセプト管理番号、21.医療機関県コード、22.医療機関点数区分、23.医療機関番号、24.医療機関区分、25.診療科目、26.入外区分、27.本扶区分、28.本人家族区分、29.課税区分、30.世帯負担区分、31.高齢者負担区分、32.傷病コード、33.発病負傷年月日、34.療養期間開始年月日、35.療養期間終了年月日、36.診療実日数、37.総医療費、38.負担割合、39.指定公費負担額、40.高額現物、41.実患者負担額、42.薬剤一部負担額、43.法制区分、44.公費負担者番号、45.受給者番号、46.公費点数、47.公費総医療費、48.公費限度額、49.公費指定公費負担額、50.公費負担額、51.公費患者負担額、52.公費薬剤一部負担金、53.支払済額、54.負担金額、55.支払確定額、56.月中特例該当コード、57.限度額適用区分、58.処方箋交付機関番号、59.公金口座利用有無フラグ

(4) 給付高額介護合算情報

1.自治体コード、2.個人番号、3.〒-タ種別、4.〒-タ番号、5.履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.文字列型予備項目1、15.照会キー値、16.証明対象年度、17.計算開始年月日、18.計算終了年月日、19.被保険者開始年月日、20.被保険者終了年月日、21.自己負担額合計、22.前期自己負担額合計、23.所得区分コード、24.公金口座利用有無フラグ

(5) 給付出生育児一時金情報

1.自治体コード、2.個人番号、3.〒-タ種別、4.〒-タ番号、5.履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.文字列型予備項目1、15.照会キー値、16.出産年月日、17.出産児数、18.死産児数、19.支給額、20.支給日、21.公金口座利用有無フラグ

(6) 給付葬祭費情報

1.自治体コード、2.個人番号、3.〒-タ種別、4.〒-タ番号、5.履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.文字列型予備項目1、15.照会キー値、16.死亡年月日、17.支給額、18.支給日、19.公金口座利用有無フラグ

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(7) 給付高額介護合算 自己負担額情報

1.自治体コード、2.個人番号、3.〒一ヶ種別、4.〒一タ番号、5.履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効7ヶ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.文字列型予備項目1、15.照会キー値、16.証明対象年度、17.自己負担額証明書作成日、18.自己負担額証明書整理番号、19.計算開始年月日、20.計算終了年月日、21.被保険者開始年月日、22.被保険者終了年月日、23.自己負担額合計、24.対象年度08月自己負担額1、25.対象年度09月自己負担額1、26.対象年度10月自己負担額1、27.対象年度11月自己負担額1、28.対象年度12月自己負担額1、29.翌年01月自己負担額1、30.翌年02月自己負担額1、31.翌年03月自己負担額1、32.翌年04月自己負担額1、33.翌年05月自己負担額1、34.翌年06月自己負担額1、35.翌年07月自己負担額1、36.前期自己負担額合計、37.対象年度08月自己負担額2、38.対象年度09月自己負担額2、39.対象年度10月自己負担額2、40.対象年度11月自己負担額2、41.対象年度12月自己負担額2、42.翌年01月自己負担額2、43.翌年02月自己負担額2、44.翌年03月自己負担額2、45.翌年04月自己負担額2、46.翌年05月自己負担額2、47.翌年06月自己負担額2、48.翌年07月自己負担額2、49.期中精算7ヶ、50.保険者番号、51.保険者名称、52.発行者郵便番号、53.発行者住所、54.発行者電話番号、55.計算結果送付先名称、56.計算結果送付先郵便番号、57.計算結果送付先漢字住所、58.計算結果送付先電話番号、59.公金口座利用有無フラグ

(8) 給付外来年間合算 自己負担額情報

1.自治体コード、2.個人番号、3.〒一ヶ種別、4.〒一タ番号、5.履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効7ヶ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.文字列型予備項目1、15.照会キー値、16.証明対象年度、17.自己負担額証明書作成日、18.自己負担額証明書整理番号、19.被保険者証記号、20.給付世帯員番号、21.計算開始年月日、22.計算終了年月日、23.被保険者開始年月日、24.被保険者終了年月日、25.自己負担額合計、26.年度08月自己負担額、27.年度09月自己負担額、28.年度10月自己負担額、29.年度11月自己負担額、30.年度12月自己負担額、31.年度01月自己負担額、32.年度02月自己負担額、33.年度03月自己負担額、34.年度04月自己負担額、35.年度05月自己負担額、36.年度06月自己負担額、37.年度07月自己負担額、38.期中精算7ヶ、39.保険者番号、40.保険者名称、41.発行者郵便番号、42.発行者住所、43.発行者電話番号、44.計算結果送付先名称、45.計算結果送付先郵便番号、46.計算結果送付先漢字住所、47.計算結果送付先電話番号、48.公金口座利用有無フラグ

(9) 賦課根拠情報

1.自治体コード、2.対象年度、3.保険証番号、4.世帯主住民番号、5.旧自治体コード、6.世帯主個人番号、7.通知書番号、8.所得割算定基礎額、9.所得割額、10.資産割算定基礎額、11.資産割額、12.均等割人数、13.均等割額、14.平等割額、15.単身平等割額、16.算出額、17.軽減均等割額、18.軽減均等割額、19.減免額、20.算定期、21.限度超過額、22.切り捨て端数額、23.年間保険税額、24.退職所得割算定基礎額、25.退職所得割額、26.退職資産割算定基礎額、27.退職資産割額、28.退職均等割人数、29.退職均等割額、30.退職平等割額、31.退職单身平等割額、32.退職算出額、33.退職軽減均等割額、34.退職軽減平等割額、35.退職減免額、36.退職算定額、37.退職限度超過額、38.退職切り捨て端数額、39.退職年間保険税額、40.一般所得割算定基礎額、41.一般所得割額、42.一般資産割算定基礎額、43.一般資産割額、44.均等割人数、45.均等割額、46.一般平等割額、47.一般单身平等割額、48.一般算出額、49.一般軽減均等割額、50.一般軽減平等割額、51.一般減免額、52.一般算定期、53.一般限度超過額、54.一般切り捨て端数額、55.一般年間保険税額、56.世帯増減額数月数、57.世帯増減月割減額、58.世帯増減一部増減額、59.合計分増減調整額、60.一般分増減調整額、61.退職者分増減調整額、62.世帯区分、63.国保退職区分コード、64.軽減区分、65.軽減判定合計所得額、66.賦課期日、67.賦課期日世帯主個人番号、68.賦課期日世帯区分、69.賦課期日該当人数、70.未申告該当非該当フラグ、71.稼得区分コード、72.基準総所得金額、73.一般基準総所得金額、74.退職基準総所得金額、75.対象イニテック、76.合計決定保険税額、77.一般分決定保険税額、78.退職者分決定保険税額、79.普微合計、80.普微一般、81.普微退職、82.特微合計、83.特微一般、84.特微退職、85.期別調定額仮算定期、86.期別調定額差引額、87.退職期別調定額仮算定期、88.退職期別調定額差引額、89.一般期別調定額仮算定期、90.一般期別調定額差引額、91.特例区分コード、92.軽減申告入力年月日、94.軽減申告訂正年月日、95.减免区分、96.医療減免額、97.医療退職減免額、98.介護減免額、99.介護退職減免額、100.支援金減免額、101.支援金退職減免額、102.医療減免率、103.医療退職減免率、104.介護減免率、105.介護退職減免率、106.支援金減免率、107.支援金退職減免率、108.端数処理コード、109.减免額入力年月日、110.减免額訂正年月日、111.軽減2割有効区分、112.軽減2割申請年月日、113.軽減2割訂正年月日、114.徵収区分、115.激変軽減区分、116.激変軽減判定合計所得額、117.単身世帯軽減区分、118.条例減免額、119.条例減免額退職、120.条例減免額一般、121.更正期数、122.計算区分、123.負担調整額、124.退職分負担調整額、125.個人減免種別コード、126.個人減免均等割額、127.個人減免平等割額、128.個人減免退職均等割額、129.個人減免退職平等割額、130.個人減免前決定税額、131.個人減免前退職決定税額、132.個人減免額、133.個人減免退職減免額、134.個人減免判定用所得額、135.個人減免判定用資産額、136.旧保険証番号結合処理年月日、138.保険証番号結合コンピュータ名、139.保険証番号結合ユーチャン、140.失業者該当非該当フラグ、141.失業者軽減区分、142.失業者所得割算定基礎額、143.失業者所得割額、144.失業者算出額、145.失業者算定額、146.失業者限度超過額、147.失業者切り捨て端数額、148.失業者年間保険税額、149.失業者退職所得割算定基礎額、150.失業者退職所得割額、151.失業者退職算出額、152.失業者退職算定額、153.失業者退職限度超過額、154.失業者退職切り捨て端数額、155.失業者退職年間保険税額、156.失業者一般所得割算定基礎額、157.失業者一般所得割額、158.失業者一般算定期、159.失業者一般算定期額、160.失業者一般限度超過額、161.失業者一般切り捨て端数額、162.失業者一般年間保険税額、163.失業者合計分増減調整額、164.失業者一般分増減調整額、165.失業者退職者分増減調整額、166.失業者合計決定保険税額、167.失業者一般分決定保険税額、168.支退職者分決定保険税額、169.退避算定基礎額、170.退避退職算定基礎額、171.退避失業者算定基礎額、172.退避失業者退職算定基礎額、173.個人番号、174.記載順位、175.統柄コード、176.生年月日、177.資産割算定基礎額、178.住民税未申告該当コード、179.住民税非課税該当コード、180.稼得区分コード、181.所得把握区分コード、182.給与支払額、183.給与所得額、184.公年の年金所得額、185.その他所得額、186.譲渡所得額、187.総所得額、188.所得合計控除額、189.公年の年金等所得控除額、190.公年の年金等控除額、191.給与特別控除額、192.国保用所得割算定基礎額、193.国保用軽減判定用総所得金額、194.国保用基準総所得金額、195.ただし書き用給与支払額、196.ただし書き用給与所得額、197.ただし書き用総所得金額、198.減額判定用年金総所得額、199.特別控除額、200.繰り越し損失額、201.営業所得額、202.農業所得額、203.その他事業所得額、204.不動産所得額、205.利子所得額、206.株式配当所得額、207.公募外貨配当所得額、208.公募他配当所得額、209.その他配当所得額、210.給与額、211.主たる給与支払額、212.従たる給与支払額、213.給与支払額内数專從者給与額、214.特定支出控除額、215.公年の年金支払額、216.年金維持所得額、217.その他雜所得額、218.総合譲渡短期所得額、219.総合譲渡短期差引額、220.総合譲渡長期所得額、221.総合譲渡長期差引額、222.総合譲渡分特別控除額、223.一時所得額、224.一時差引額、225.総合一時所得額、226.短期一般所得額、227.短期一般差引額、228.短期一般特別控除額、229.短期軽減所得額、230.短期軽減差引額、231.短期軽減特別控除額、232.短期特別控除額、233.長期一般所得額、234.長期一般差引額、235.長期一般特別控除額、236.長期特定所得額、237.長期特定差引額、238.長期特定特別控除額、239.長期輕課所得額、240.長期輕課差引額、241.長期軽課特別控除額、242.約条適用利率等所得額、243.約条適用配当等所得額、244.約条適用特例適用課標額、245.長期特別控除額、246.土地等雜所得額、247.超短期所得額、248.株式譲渡上場所得額、250.商品光物取引所得額、251.林山所得額、252.総合退職所得額、253.変動所得額、254.臨時所得額、255.免稅所得額、256.肉用牛半壳価格、257.肉用牛免税対象所得額、258.肉用牛免税対象外所得額、259.雜損控除額、260.醫療費控除額、261.社会保険料控除額、262.小規模共済控除額、263.生命保険料控除額、264.個人年金保険料支払額、265.損害保険料控除額、266.長期損害保険料支払額、267.寄附金控除額、268.合計控除額、269.控刈区分コード、270.配偶者区分、271.配偶者特別控除額、272.配偶有無区分フラグ、273.扶養一般該当人数、274.扶養年少該当人数、275.扶養特定該当人数、276.扶養老人該当人数、278.扶養障害該当人数、279.扶養同居特障該当人数、280.扶養普障該当人数、281.未成年区分、282.老年人区分、283.寡婦区分、284.障害者区分、285.勤労学生区分、286.住民税申告区分、287.本專区分、288.配偶区分、289.青色專從該当人数、290.白色專從該当人数、291.専從者控除額、292.継続越損失額、293.純損失額、294.譲渡越損失額、295.雜損失額、296.特定株式損失額、297.先物取引損失額、298.居住用特定譲渡所得額、299.居住用特定損失額、300.継続越損失額、301.継続越損失額、302.継続越損失額、303.市町村端数切捨所得額、303.市町村均等割額、304.都道府県端数切捨所得額、305.都道府県均等割額、306.資料区分、307.推定所得額、308.合計所得額、309.固定税額、310.個人分税額、311.共有分税額、312.個人減免区分コード、313.老人30歳以上該当非該当フラグ、314.寝たきり65歳以上該当非該当フラグ、315.障害者手帳該当非該当フラグ、316.知的障害者該当該当非該当フラグ、317.分離配当所得額、318.株式配当損失額、319.特定中小株式損失額、320.失業給与所得額、321.失業総所得額、322.失業所得割算定基礎額、323.失業軽減判定用総所得額、324.失業基準総所得額、325.失業ただし書き用給与所得額、326.失業ただし書き用総所得額、327.譲渡所得条文ID、328.特微該当非該当フラグ、329.国保資格区分、330.取得国保異動区分、331.取得事由国保異動事由、332.喪失国保異動区分、333.喪失事由国保異動事由、334.退職該当退職異動事由区分、335.退職非該当退職異動事由区分、336.取得異動年月日、337.取得届出年月日、338.喪失異動年月日、339.喪失届出年月日、340.退職該当異動年月日、341.退職該当届出年月日、342.退職非該当異動年月日、343.退職非該当届出年月日、344.分離配当所得額、345.株式配当損失額、346.失業給与所得額、347.失業総所得額、348.失業所得割算定基礎額、349.失業軽減判定用総所得額、350.失業基準総所得額、351.失業ただし書き用給与所得額、352.失業ただし書き用総所得額、353.住民税未申告該当コード、354.被扶養登録区分、355.旧個人番号、356.個人番号結合コンピュータ名、358.個人番号結合ユーチャン、359.府県コード、360.年金特徴市町村コード、361.特別徴収義務者コード、362.通知内容コード、363.特別徴収制度コード、364.作成西暦年、365.作成月、366.作成年日本金特徴、367.基礎年金番号、368.年金特徴年金コード、369.共済年金証書記号番号、370.対象月、371.レコード区分、372.年金特徴予備1、373.年金特徴予備2、374.生年月日西暦年、375.生年月日年金特徴、376.生年月日年金特徴、377.性別、378.年金特徴氏名カナ、379.年金特徴氏名漢字、380.住所郵便番号、381.年金特徴住所カナ、382.年金特徴住所漢字、383.年金特徴各種区分、384.年金特徴処理結果、385.後期移管コード、386.各種西暦年、387.各種月、388.各種日、389.年金特徴金額1、390.年金特徴金額2、391.年金特徴金額3、392.年金特徴予備3、393.年金特徴通知書番号、394.介護被保険者番号、395.個人コード区分、396.個人コード個人番号、397.介護住所地特例、398.介護捕捉年月日、399.介護待機フラグ、400.年金特徴予備

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		令和7年3月27日より前の変更箇所は別に管理			
令和7年3月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	追加記載	ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用しているシステムを記載	事前	
令和7年3月27日	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠		番号法第9条第1項別表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.国民健康保険(賦課、資格、給付)情報ファイル中、 5.特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1	番号法第9条第1項別表	事後	
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.国民健康保険(賦課、資格、給付)情報ファイル中、 6.特定個人情報の保管・消去		クラウドサービスに関する記載を削除 ガバメントクラウドにおける措置を記載	事前	
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.収納情報ファイル中、 5.特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1	番号法第9条第1項別表	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 収納情報ファイル中、 6. 特定個人情報の保管・消去		クラウドサービスに関する記載を削除 ガバメントクラウドにおける措置を記載	事前	
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 帰納情報ファイル中、 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1	番号法第9条第1項別表	事後	
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 帰納情報ファイル中、 6. 特定個人情報の保管・消去		クラウドサービスに関する記載を削除 ガバメントクラウドにおける措置を記載	事前	
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 1. 国民健康保険(賦課、資格、給付)情報ファイル中、 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及び		クラウドサービスに関する記載を削除 ガバメントクラウドにおける措置を記載	事前	
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 1. 国民健康保険(賦課、資格、給付)情報ファイル中、 10. その他のリスク対策	・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	ガバメントクラウドにおける措置を記載	事前	
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 2. 収納情報ファイル中、 3. 特定個人情報の使用	番号法第9条第1項別表第1	番号法第9条第1項別表	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 2.収納情報ファイル中、 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及び そのリスクに対する措置		クラウドサービスに関する記載を削除 ガバメントクラウドにおける措置を記載	事前	
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 2.収納情報ファイル中、 8.監査		内部監査の追加	事後	
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 2.収納情報ファイル中、 10.その他のリスク対策	・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	ガバメントクラウドにおける措置を記載	事前	
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 3.滞納情報ファイル中、 3.特定個人情報の使用	番号法第9条第1項別表第1	番号法第9条第1項別表	事後	
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 3.滞納情報ファイル中、 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及び そのリスクに対する措置		クラウドサービスに関する記載を削除 ガバメントクラウドにおける措置を記載	事前	
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 2.滞納情報ファイル中、 8.監査		内部監査の追加	事後	
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 3.滞納情報ファイル中、 10.その他のリスク対策	・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	ガバメントクラウドにおける措置を記載	事前	